



家庭用フロン使用製品の戸別収集実施について

■ 事業の目的

本市では、家庭から排出されるフロン使用製品については、これまで市民の皆様が各自で処理業者にフロン回収処理を依頼したうえで、ごみ集積場へ「金属類」として指定日に排出していただくよう周知してきました。しかしながら、その処理方法が分かりにくいことから、フロン未処理のままごみ集積場に排出されたり、路上等に不法投棄される事例が毎年数十件発生しています。

今後は、コロナ禍で購入された「空気清浄機」などが故障等により多く廃棄されることが予測されるため、市民による適正処理の徹底を図るとともに、市民負担の公平性及び利便性の確保を図るため、令和8年4月から、フロン未処理の製品についても小牧岩倉エコルセンターへの直接搬入を可能としました。

今回新たに自ら搬入することが困難な世帯への対応として、市による有料の戸別収集制度を開始するため、条例および規則を改正し整備しようとするものであります。

■ 事業の概要・効果

(1) 事業の概要

家庭用フロン使用製品の市による有料の戸別収集を実施します。

・ 対象品目

フロンが使用されている除湿機・空気清浄機など

(エアコンや冷蔵庫などの家電リサイクル法対象製品を含まない)

・ 収集方法

粗大ごみと同様の戸別収集方式

※受付は電話予約のみ 0120-530-415

・ 処理手数料

1個あたり1,050円

※「粗大ごみ及び特定ごみ処理手数料納付券」を貼付

・ 制度開始予定

令和8年7月1日

(2) 事業の効果

本制度の導入により、以下の効果が見込まれます。

- **適正処理の促進**
市が回収から処理まで関与することで、不適正処理の防止とフロンの適切な回収・処理を実現します。
- **環境負荷の低減**
フロンの排出抑制により、地球温暖化対策及び環境保全に寄与します。
- **市民の利便性向上**
戸別収集により、運搬手段を持たない世帯でも容易に排出できるようになります。
- **負担の公平性確保**
有料制度とすることで、利用者負担の原則に基づいた公平な制度運用を実現します。
- **分かりやすい排出ルールの構築**
粗大ごみと同様の仕組みとすることで、市民にとって理解しやすく利用しやすい制度となります。

【本件に対する問合せ先】

カーボンニュートラル推進課 電話：0568-76-1181(平日 9時～16時)
080-4171-6740(上記以外)